

## 高知県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医療施設耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 県は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、未耐震の医療施設（病院（当該施設の一部が介護医療院である場合を含む。）に限る。以下同じ。）の所有者（以下「補助事業者」という。）が行う耐震化のための施設整備（以下「補助事業」という。）に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象建物)

第3条 補助対象建物は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号に該当しないものであっても、知事が特に必要があると認めた場合は、第3号及び第4号の要件に該当するものを補助対象建物とすることができる。

- (1) 延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、原則として地階を除いた階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいもの
- (2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第105号）に基づく指導を受けたものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないもの
- (3) 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断されたもの
- (4) 耐震改修又は建替えの結果により、地震に対して安全な構造となるもの

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象建物に係る地震防災上緊急に整備すべき医療施設の耐震化のための施設整備に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用

- (5) 棚等の備品の購入に要する費用
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急の整備費として適当であると認められない費用
- 2 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、各々の年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。

(補助金の交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、別表第1の第1欄に掲げる補助基準額と同表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と同表の第3欄に掲げる補助率を乗じた額とする。ただし、前年度から補助を受けている事業（継続事業）については、前年度の補助金交付要綱に定める算定方法を適用するものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る工事に着手したときは、別記第2号様式による工事着工報告書を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容（用途、規模、構造、規格等をいう。）を変更する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額をする場合であって、規模、構造又は規格が違って、同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入れ控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入れ控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (14) 補助事業の実施に当たって、この要綱に基づく補助金と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (15) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めるものとする。
- (16) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (17) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

2 津波浸水区域内、長期浸水区域内、土砂災害警戒区域内又は指定河川洪水浸水想定区域内において耐震化を図る場合は、別表第3の要件を満たさなければならぬ。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(指令前着手の届出)

第8条の2 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第6条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出することとし、補助事業が翌年度にわたるときは、当該翌年度の4月15日までに別記第6号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、その金額を別記第7号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第9号まで、第9条第2項から第4項まで、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 耐震化が必要な建物（当該建物の一部に介護医療院が含まれる場合は、その面積を含む。以下同じ。）の延床面積（平方メートル）            ×51,200円／平方メートル（補助対象限度額）            ×当該年度出来高率</p> <p>(2) 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は、(1)にかかわらず、次に掲げるとおりとする。            耐震化が必要な建物の延床面積（平方メートル）            ×56,300円／平方メートル（補助対象限度額）            ×当該年度出来高率</p> <p>(3) 免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると知事が認める建築物に係る耐震改修の場合は、(1)にかかわらず、次に掲げるとおりとする。            耐震化が必要な建物の延床面積（平方メートル）            ×83,800円／平方メートル（補助対象限度額）            ×当該年度出来高率</p>	<p>医療施設の耐震整備に必要な建替え、改築又は耐震補強に要する工事請負費</p>	<p>100分の23以内</p>

(注) 1 建替え又は改築の場合は、「耐震化が必要な建物の延床面積」は、工事前の建物の面積とする。

2 「補助対象限度額」は、建築単価が補助対象限度額を下回るときは、当該建築単価とする。

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第7条関係）

- 1 津波浸水区域（※1）内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。
  - （1）浸水深以下のフロアは非木造とすること。
  - （2）浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
  - （3）手術室を設ける場合は、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、水密性の高い構造となっており、浸水の影響を受けないと知事が認める場合を除く。
  - （4）被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。
  - （5）被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、地震や津波の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。
  
- 2 土砂災害警戒区域（※2）内で耐震化を行う場合は、以下の要件を全て満たすこと。
  - （1）非木造とすること。
  - （2）崖に面している部分及び1階部分に病床（介護医療院部分含む。）を設置しないこと。
  
- 3 指定河川洪水浸水想定区域（※2）内で耐震化を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
  - （1）浸水深以下のフロアは非木造とすること。
  - （2）浸水深以下のフロアに病床を設置しないこと。
  - （3）被害想定に応じ必要な電力を確保することができる自家発電設備等を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。
  - （4）被害想定に応じ診療に要する水を確保することができる設備を有し、浸水深以下のフロアに設置しないこと。ただし、浸水の影響を受けない構造であると知事が認める場合を除く。

※1 津波浸水区域、長期浸水区域とは、南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月15日公表）で示す浸水区域をいう。

※2 土砂災害警戒区域、指定河川洪水浸水想定区域とは、高知県防災マップで示す区域をいう。